

意思決定支援について

1 障がい者の意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定議論において、国の基準省令（人員、設備及び運営に関する基準）に、障がい者本人の意思を尊重し選択の機会を確保するため、意思決定支援を推進すること（以下内容）が位置づけられたことを踏まえ、県の条例及び条例施行規則にも同様の内容を規定。（R6.4.1 施行）

（1）取扱方針

- 事業者は利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定支援に配慮するよう努めること。

（2）サービス等利用計画・個別支援計画の作成等

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選考並びに判断能力等について丁寧に把握すること。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認すること。

※サービス管理責任者等が作成した個別支援計画は、計画相談支援を行う相談支援事業者への交付を義務付け。

（3）サービス管理責任者の責務

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者の意思決定支援が行われるよう努めること。

2 県西部における意思決定支援推進のための取組

県西部自立支援協議会（権利擁護部会）では、「意思決定支援」を推進するための取組を実施。

<課題>

- 「意思決定支援」が現場に浸透してなく、また「意思決定支援ガイドライン」が活用されていない。
- 「意思決定支援」の仕組みが地域の中で整備されていない。
- 特に自らの意思決定が困難な方は、支援側の意思や思い込み等の主観的な要素が意思決定に影響を与えやすく、そのプロセスが支援者によりまちまちで標準化されていない。
⇒ 各事業所で「意思決定支援ガイドライン」に目を通し、実例と照らし合わせて実践を検証する等の取組が必要

<取組>

- 第 1 回権利擁護部会（R3.12.10）から第 16 回（R6.2.16）において、各委員と対象とした「意思決定支援ガイドライン」の学習会を開催し、各項目の読み合わせや意見交換を実施
- 権利擁護部会から講師を派遣し、意思決定支援に関する講義や事例検討を実施
 - ・ (R5.9.16) わかとり作業所職員を対象に、意思決定支援に関する講義、事例検討を実施
 - ・ (R6.2.1) 西部自立支援協議会(日中活動部会)委員を対象に、意思決定支援に関する講義を実施

<今後>

- 権利擁護部会の各委員は意思決定支援に関する一定の知識を習得したものとし、今後は以下の取組を進める
 - ・ 各委員の事業所内及び法人内で、意思決定支援の実践と検証を実施（研修会開催、事例検討等）
 - ・ 自所属法人外の関係機関の職員に向けた講師派遣
 - ・ 県西部における意思決定支援実践のための体制整備、人材育成、検証等

【参考：神奈川県における意思決定支援推進の取組】

神奈川県では、津久井やまゆり園の事件をきっかけに、障害者支援施設を対象とした意思決定支援の取組を実施（意思決定支援実践研修事業費補助）。

- <事業概要>・ 同県版の意思決定支援ガイドライン（国のガイドラインの補完的なもので、より具体的な行動や考え方をチェックリスト方式で記載）を活用し、県職員や意思決定支援専門アドバイザーの指導・助言を受けながら、障害者支援施設利用者（3 名以上）を対象に意思決定支援(施設での実践研修)を実施。
 - ・ 取組実施に伴う代替職員の雇用や時間外勤務等の経費の一部を補助(最大 100 万円)

改正障害者差別解消法の施行に向けた取組

< R5 年度取組について >

令和 6 年 4 月 1 日より、民間事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化されることから、改正法施行までの期間において、イベントや SNS 広告等を通じた更なる普及啓発活動を展開。

◆あいサポート企業拡大推進員による周知啓発

令和 4 年度より、鳥取県社会福祉協議会内に「あいサポート企業拡大推進員」を 1 名配置し、県内事業者への個別訪問等を通じて、障害者差別解消法等の普及啓発を行うとともに、あいサポート運動への参加、障がい者が暮らしやすい社会づくり補助金^(注)の案内を行い、体制整備を行う事業者への支援を行っている。また、令和 5 年度からは、同じく企業への個別訪問活動を行う障がい者雇用アドバイザー（雇用・働き方政策課所管）とも連携して周知活動を実施しており、より効果的な啓発を図っている。

(注) 「障がい者が暮らしやすい社会づくり補助金」について

障害者差別解消法に基づき、県内の事業者が行う社会的障壁の除去（メニューの点字化、携帯スロープや筆談ボード購入など）にかかる経費を補助。

[実施主体] 障害者差別解消法の趣旨を踏まえ社会的障壁の除去を行う県内の事業者

[補助率] 2/3 [上限額] 300 千円

※あいサポート企業・団体の場合、補助額が 5 万円に達するまで 10/10 補助

◆障害者差別解消法に関するシンポジウム

令和 6 年度の改正障害者差別解消法の施行及び鳥取県発のあいサポート運動 15 周年を前に、法や合理的配慮の提供について理解を深める「あいサポートシンポジウム」を開催。

< 内容 >

・基調講演「障害者差別解消法とあいサポート運動」

（講師：又村あおい氏／全国手をつなぐ育成会連合会常務理事兼事務局長）

・あいサポート企業による取組紹介（株式会社マルイ（鳥取県認定）、有限会社なにわ旅館（島根県認定））

・障がい当事者・企業・行政によるパネルディスカッション

◆研修用動画の改訂

H22 年度に作成して以来、10 年以上が経過していることから、研修用動画の改訂を実施。研修動画の中で障害者差別解消法についても触れ、研修の際に広く周知を行う。作成した動画は全国のあいサポート運動協定自治体にも送付し、協定自治体内でのあいサポーター研修にも広く利用していただく予定としている。

◆「合理的配慮の提供」の情報発信動画の発信

合理的配慮の周知を図るため、SNS 広告を通じて情報発信し、民間事業者へ広く周知を実施。

（配信期間：令和 6 年 2 月 7 日～21 日 配信媒体：YouTube、Facebook、Instagram、LINE、Yahoo!）

◆法改正についてのチラシ配布による普及啓発

民間事業者等に向けて、法改正や合理的配慮の内容について知らせるチラシを配布。（R6 年 3 月上旬）

◆鳥取県障がい者差別解消支援地域協議会

障害者差別解消法第 17 条第 1 項の規定に基づき、関係機関が連携して障がい者差別の解消を図ることを目的に設置。差別事例や合理的配慮の好事例等を共有するとともに、その結果を HP に公開し、障がい者差別解消法の周知に取り組んでいる。

[構成団体] 障がい者福祉団体、鳥取地方法務局、鳥取労働局、鳥取県社協、商工会、学識経験者、市町村等

< R6 年度新規事業について >

令和 6 年度は改正障害者差別解消法の施行やあいサポート運動 15 周年を迎える節目の年であることから、あいサポート運動を全県・全国に浸透させていく取組を一層加速させ、合理的配慮の地域実装を進めるため、R6 年度当初予算にお

いて「あいサポート運動 2.0」事業を計上。若年期からのあいサポート運動学習の機会の充実や民間企業へのアプローチ、関係団体と連携した全国 PR 活動等を通して、更なる取組の強化を図る。

◆主な事業内容

・学校でのあいサポート運動学習の全県展開（「あいサポートキッズ」の養成）

総合学習等の時間を活用して学校でのあいサポート運動の取組推進を図る。また、あいサポートキッズ用教材（ハンドブック、研修動画）の刷新や教職員向け研修を実施。

・業界団体を通じた合理的配慮の更なる促進

業界団体が傘下企業に実施する研修会等の独自取組への費用を支援（上限額：200千円/団体）。

・個別業種に特化した専門的研修

障がいのある方と接することの多い小売・飲食・交通等の事業者に対して、個別の業種・仕事に関する合理的配慮事例等を学び、共有する研修会を実施。

・地域を巻き込んだあいサポート運動の拡大推進（上限額：100千円/団体）

市町村社協などの福祉団体等が行う地域住民等への普及啓発に係る経費を支援。

・全国的な福祉団体（「手をつなぐ育成会」等を念頭）等と協働した運動の全国PR

団体主催のイベント等でのPR、団体機関誌等への記事の掲載。

令和4年度の鳥取県における障がい者虐待の状況

令和6年3月7日
障がい福祉課

1 相談・通報対応件数

- 相談・通報・届出受理件数は38件（対前年度-7件）で、そのうち6件（対前年度-3件）が、「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例。（虐待認定率：16%）
- 「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例のうち、「養護者による障がい者虐待」が4件（67%）、「障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待」が2件（33%）。

相談・通報対応件数	養護者による障がい者虐待	障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	合計	(参考) 使用者による障がい者虐待
相談・通報・届出受理件数 [窓口別件数]	22 (28) [市町村22、県0]	16 (17) [市町村14、県2]	38 (45)	4 (7) [市町村3、県1]
虐待を受けた又は受けたと思われる と判断した事例	4 (6)	2 (3)	6 (9)	

※（ ）内は、前回調査結果（令和3年4月1日～令和4年3月31日まで）の件数

2 虐待の種別（重複あり）

- 虐待の種別でみると、「養護者による障がい者虐待」では「心理的虐待」の3件及び「経済的虐待」の3件が最も多く、「障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待」では「身体的虐待」及び「性的虐待」が各1件であった。

	養護者による障がい者虐待	障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	合計
身体的虐待	0 (4)	1 (3)	1 (7)
性的虐待	1 (0)	1 (0)	2 (0)
心理的虐待	3 (6)	0 (2)	3 (8)
放棄・放置	1 (0)	0 (0)	1 (0)
経済的虐待	3 (1)	0 (0)	3 (1)
合計	8 (11)	2 (5)	10 (16)

※（ ）内は、前回調査結果（令和3年4月1日～令和4年3月31日まで）の件数

※1件の事例に対し複数の虐待種別の場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例件数と一致しない。

3 相談・通報・届出者の種別（重複あり）

- 相談・通報・届出者の種別でみると、「相談支援専門員」が10件、「本人」が6件であった。

	本人	家族・親族	近隣住民・知人	医療機関関係者	相談支援専門員
養護者による障がい者虐待	4	1	1	1	8

施設・事業所の職員	当該市町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	その他	合計
3	2	1	1	22

	本人	家族・親族	医療機関関係者	相談支援専門員	
障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	2	4	1	2	
	当該施設・事業所		当該施設・事業所元職員	不明（匿名を含む）	合計
	設置者・管理者	職員			
	2	2	2	1	16

4 被虐待者の状況

4-1 被虐待者の性別

	男	女	合計
養護者による障がい者虐待	1	3	4
障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	0	4	4
合計	1	7	8

※ 1件の事例に対し複数の被虐待者がいる場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例件数」と一致しない。

4-2 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
養護者による障がい者虐待	1	0	1	1	1	0	0	0	4
障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	0	0	0	1	1	0	0	2	4
合計	1	0	1	2	2	0	0	2	8

※ 1 件の事例に対し複数の被虐待者がいる場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けられたと思われたと判断した事例件数」と一致しない。

4-3 被虐待者の障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
養護者による障がい者虐待	0	0	0	0	1	0	3	0	4
障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	0	0	0	0	1	1	0	2	4
合計	0	0	0	0	2	1	3	2	8

※ 1 件の事例に対し複数の被虐待者がいる場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けられたと思われたと判断した事例件数」と一致しない。

4-4 被虐待者の障害種別

○被虐待者の障害種別でみると、「養護者による障がい者虐待」では「知的障害」の2人が最も多く、「障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待」では「知的障害」が2人であった。

	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害除く)	発達障害	難病等	不明
養護者による障がい者虐待	1	2	1	0	0	0
障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	0	2	0	0	0	2
合計	1	4	1	0	0	2

※ 1 件の事例に対し複数の被虐待者がいる場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けられたと思われたと判断した事例件数」と一致しない。

4-5 被虐待者の行動障害の有無

	養護者による障がい者虐待	障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	合計
① 強い行動障害がある（障害支援区分3、行動関連項目10点以上（または障害程度区分3、行動関連項目8点以上））	0	2	2
② 認定調査を受けてはいるが、①と同程度の行動障害がある	0	0	0
③ 行動障害がある（①、②に該当しない程度の行動障害）	0	0	0
④ 行動障害がない	4	0	4

⑤ 行動障害の有無が不明	0	2	2
合計	4	4	8

※1件の事例に対し複数の被虐待者がいる場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例件数」と一致しない。

5 虐待者の状況

○虐待者の性別でみると、「養護者による障がい者虐待」では男性が1件、女性が3件、「障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待」では女性が1件であった。

5-1 虐待者の性別

	男	女	合計
養護者による障がい者虐待	1	3	4
障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	0	1	1
合計	1	4	5

※虐待者が不明の場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例件数」と一致しない。

5-2 虐待者の年齢

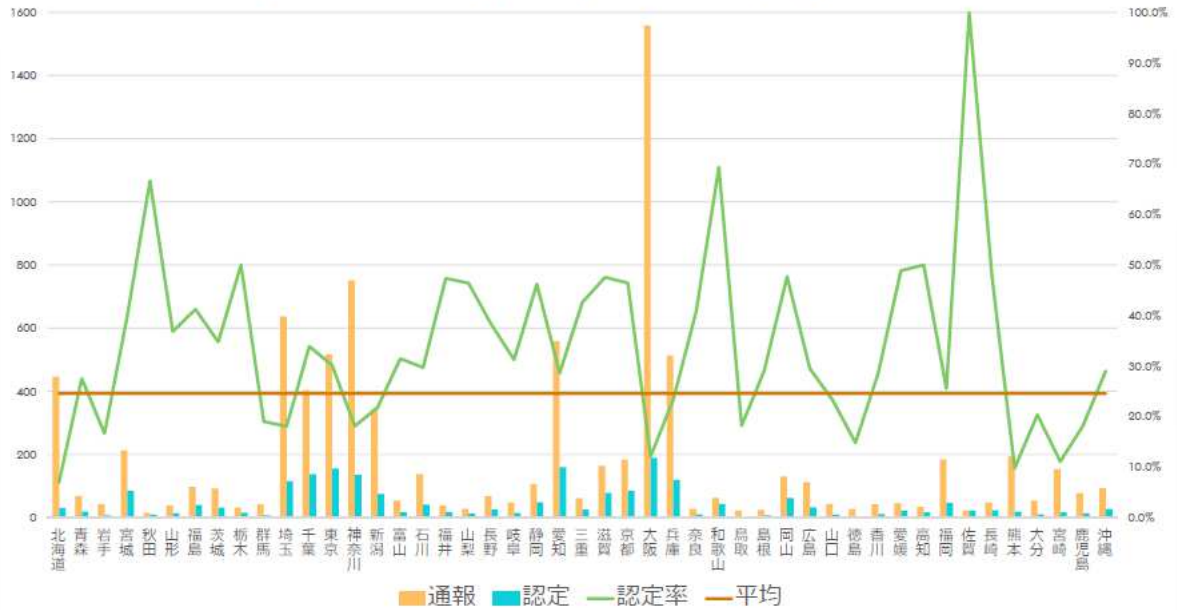
	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
養護者による障がい者虐待	0	1	1	1	0	1	0	0	4
障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	1		0	0	0	0		0	1
合計	2		1	1	0	1		0	5

※虐待者が不明の場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例件数」と一致しない。

※上記データは、令和5年度に厚生労働省が実施した障害者虐待防止法に基づく市町村及び都道府県の対応状況等調査のうち、本県の状況を取りまとめたもの。

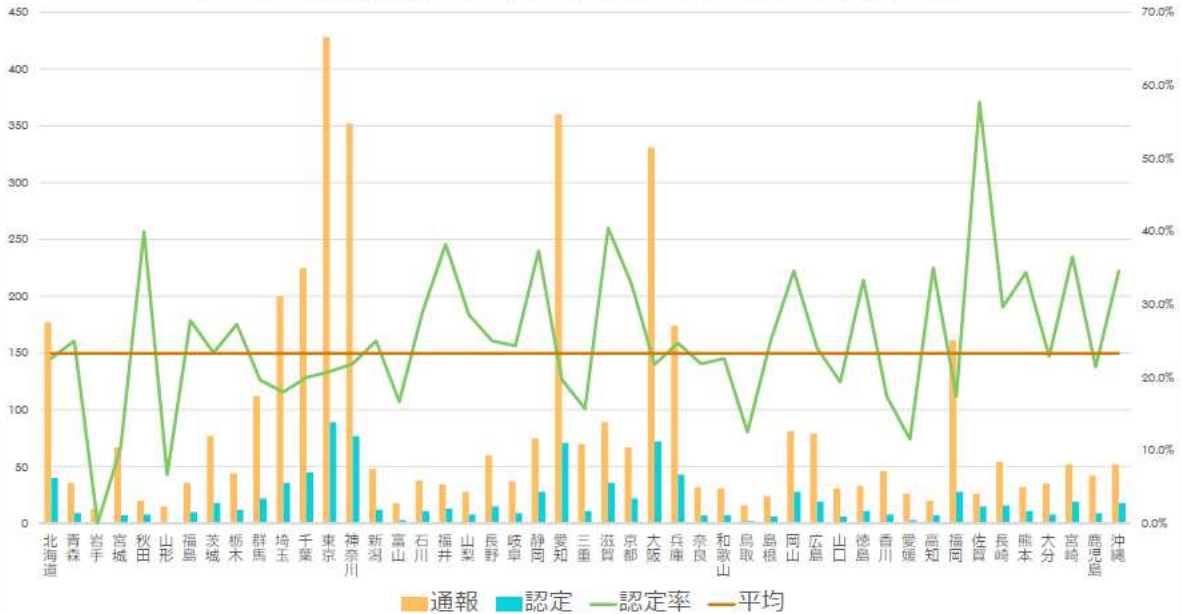
(参考) 障がい者虐待の現状 (全国と鳥取県の比較)

(1) 養護者による虐待 (令和4年度)



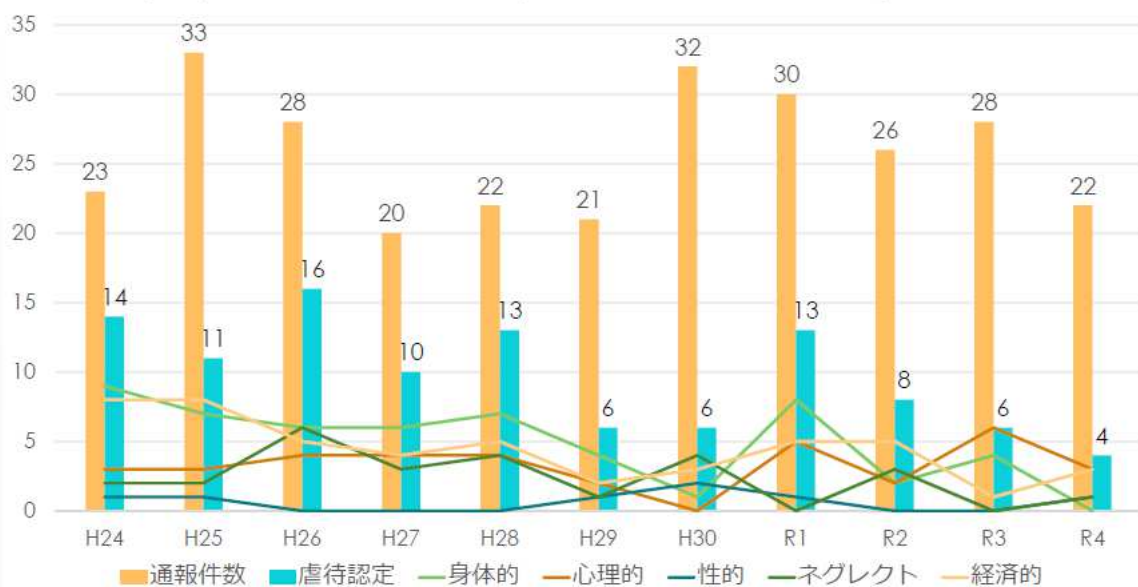
出典：厚生労働省「令和4年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」

(2) 施設従事者等による虐待 (令和4年度)



出典：厚生労働省「令和4年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」

(3) 本県の状況（養護者による虐待）



出典：鳥取県障がい福祉課が県内各市町村に調査実施

(4) 本県の状況（施設従事者等による虐待）



出典：鳥取県障がい福祉課が県内各市町村に調査実施

障がい者虐待防止に関する県の取組状況

令和6年3月7日
障がい福祉課

1 県障がい者権利擁護センター

障害者虐待防止法の施行に伴い、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等を行うため、平成24年に県障がい者権利擁護センターを県内3か所に設置。

(東部：県障がい福祉課、中部：中部県民福祉局、西部：西部県民福祉局)

<鳥取県障がい者権利擁護センターの主な業務>

- ・使用者（事業主や経営者）による障がい者虐待に係る通報・届出の受理
- ・市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供や助言
- ・障がい者虐待を受けた障がい者や養護者支援に関する相談、相談機関の紹介
- ・障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他啓発活動 等

2 障がい者虐待防止等に係る支援チーム

市町村の障がい者虐待防止センター等が受ける相談等に対し、専門的な支援、助言を行うことを目的として、専門家によるバックアップ組織（弁護士、司法書士、社会福祉士等で構成）を設置し、東・中・西の各圏域に設置し専門的な支援が行える体制を整備。

以下団体に委託し、電話相談や出張相談、ケース会議へ出席し、専門的観点から事案への対応をサポート。

(委託先)

- ・東部：一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター
- ・中部：一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉
- ・西部：一般社団法人権利擁護ネットワークほうき

【支援実績】(単位：件)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
東部	30	234	67	23	45	19	14	29	59	44	98
電話	20	204	32	0	27	5	11	17	48	34	87
面接	1	18	29	20	13	7	2	3	4	6	6
派遣	9	9	6	0	3	6	1	8	7	3	5
研修講師	0	3	0	3	2	1	0	1	0	1	0
中部	20	23	0	46	36	10	4	10	0	19	34
電話	18	15	0	30	16	2	2	2	0	0	0
面接	2	6	0	14	12	6	2	0	0	19	34
派遣	0	2	0	2	8	2	0	8	0	0	0
研修講師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西部	10	238	42	53	55	77	17	12	11	30	46
電話	0	103	29	24	44	46	11	6	8	17	29
面接	2	67	5	23	3	8	0	4	0	2	4
派遣	6	68	8	4	8	23	6	2	3	11	11
研修講師	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2

県全体	60	495	109	122	136	106	35	51	70	93	178
電話	38	322	61	54	87	53	24	25	56	51	116
面接	5	91	34	57	28	21	4	7	4	27	44
派遣	15	79	14	6	19	31	7	18	10	14	16
研修講師	2	3	0	5	2	1	0	1	0	1	2

3 障がい者虐待防止に関する研修

障がい者の虐待防止や権利擁護に関する指導的役割を担う者を養成し、研修等を通じて障害福祉サービス事業者、行政及び教育機関や医療機関等の職員の理解を深めるため研修を実施。

※研修は、県が一般社団法人鳥取県社会福祉士会へ委託して実施

(1) 共通基礎研修

内容：障がい者虐待に関する基礎的な知識や対応技法の習得、支援技術の向上を目的

対象：県、市町村職員、障がい福祉サービス事業所等の管理者、従業者、医療機関、学校、保育所関係者等

※令和5年度実績：181名（令和4年度：140名）

※令和5年度は、鳥取県性暴力被害者支援協議会と連携し、障がい者に対する性虐待被害やその支援等について、障がい者虐待防止等研修（共通基礎研修）のテーマとして追加。

(2) 分野別研修

ア 権利擁護センター・虐待防止センター等職員(相談窓口)向け研修

・内容：窓口対応機関の責務、窓口対応等に必要な知識・技能の習得（講義、事例検討）

・対象：県、市町村職員等（相談窓口対応職員）

※令和5年度実績：30名（うち市町村職員9名）（令和4年度：29名（うち市町村職員7名））

※令和5年4月27日に開催した「令和5年度鳥取県障がい福祉施策に関する市町村担当者会議」において、令和5年度の当該研修については市町村の虐待防止担当職員に積極的に参加していただくよう周知を行った。

イ 管理者・従業者向け専門研修

・内容：虐待の種類・実態、法人内ガバナンス・マネジメント、虐待防止委員会等の役割、障害者虐待防止法の理解と対応（講義）

・対象：施設の管理者及び従業者

※令和5年度実績：121名（令和4年度：111名）

ウ 現場力向上研修（現場スタッフの専門研修）

・内容：学校と社会福祉との連携、障がい児者の理解（講義、事例検討）

・対象：現場の施設従業者

※令和5年度実績：58名（令和4年度：54名）

(3) 障がい者虐待防止・権利擁護公開講座

県民を対象に、障がいへの理解を深め、障害者虐待防止法の趣旨の周知と啓発を図る。

※令和5年度実績：94名（令和4年度：102名）